

令和5年度 特別区民税・都民税 税額決定兼納税通知書の見方

江東区役所区民部課税課

「令和5年度 特別区民税・都民税の税額決定兼納税通知書」をお送りします。
令和5年度特別区民税・都民税(以下「住民税」)は、令和4年1月～12月分の所得をもとに算出しています。
なお、通知書の様式や裏面記載の税率、各種控除は、年度により異なります。

納付書にてお支払いの方へ

一括(全期)用の納付書は、重複納付防止等の観点から同封しておりません。一括で全期分のお支払いを希望する方は、同封の納付書全てをご使用ください。また、一括(全期)用の納付書を郵送することも可能ですので、納税課収納推進係(03-3647-2063)までご連絡ください。

退職(休職や育児休業を含む)により、住民税が給与から特別徴収(引き落とし)されなくなった方

住民税は前年の所得に対して課税されるため、令和4年中に課税される金額の所得があった方は、退職等された場合でも、令和5年度の住民税を納める必要があります。**退職等の理由のみで住民税が軽減・免除されることはありません。**
なお、退職等により給与から特別徴収されなくなった場合は、普通徴収(同封の納付書または口座振替で納める方法)にて住民税を納付していただくこととなります。

就職(再就職)や復職をされる方で、給与からの特別徴収(引き落とし)を希望される方

普通徴収から特別徴収への切替の際は、勤務先から区役所への届出が必要です。就職(再就職)または復職される勤務先の給与事務担当者に、給与からの特別徴収希望の旨を申し出てください。
ただし、納期限の過ぎた期別分の税額及び65歳以上の方の公的年金等に係る住民税額については、給与からの特別徴収に切替えることができませんのでご了承ください。

令和5年1月2日以降に江東区から他の市区町村に転出された方

住民税は、1月1日に住んでいる区市町村で課税します。したがって、令和5年1月2日以降に他の区市町村に転出した場合でも、令和5年度の住民税は、同封の納付書または口座振替にて江東区に納めていただくこととなります。

年金からの特別徴収(引き落とし)について

右記「⑫公的年金からの特別徴収欄」に記載のある方のみお読みください。

対象者

- ※以下の条件を全て満たす方
 - 令和5年4月1日現在、65歳以上の公的年金の受給者
 - 令和4年中の公的年金等の所得に係る住民税額のある方
 - 江東区の介護保険料が公的年金から特別徴収されている方
- ※住民税決定後に介護保険料の特別徴収該当者等が確定するため、対象者として通知されても、後日、対象外となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

特別徴収される対象税額

公的年金等に係る住民税額

※上記税額を給与から特別徴収することや普通徴収により納付することはできません。

特別徴収の方法

○令和5年度より公的年金からの特別徴収が開始(再開)される方

| 徴収方法 | 普通徴収 | | 年金から特別徴収 | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 1期(6月) | 2期(8月) | 10月 | 12月 | 2月 |
| 納期・徴収月 | 1期(6月) | 2期(8月) | 10月 | 12月 | 2月 |
| 徴収税額 | 対象年税額の1/4 | 対象年税額の1/4 | 対象年税額の1/6 | 対象年税額の1/6 | 対象年税額の1/6 |

対象年税額の半分を2回に分けて納付書または口座振替で納付していただきます。

対象年税額の残りの半分を3回に分けて年金から引き落とします。

○令和4年度より引き続き公的年金から特別徴収される方

| 徴収方法 | 年金から特別徴収(仮徴収) | | | 年金から特別徴収(本徴収) | | |
|------|---------------|---------------|---------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 徴収月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 |
| 徴収税額 | 前年度の対象年税額の1/6 | 前年度の対象年税額の1/6 | 前年度の対象年税額の1/6 | 対象年税額から仮徴収税額を差し引いた残額の1/3 | 対象年税額から仮徴収税額を差し引いた残額の1/3 | 対象年税額から仮徴収税額を差し引いた残額の1/3 |

令和4年度の対象年税額の半分を3回に分けて年金から引き落とします。

令和5年度の対象年税額から仮徴収税額を差し引いた残りを3回に分けて年金から引き落とします。

※年度の途中で年金からの特別徴収ができなくなった場合、残りの税額は普通徴収により納付していただきます。

よくある質問

- Q 年金から特別徴収されていますが、給与から特別徴収されているのはなぜですか。／普通徴収の通知書が届いたのはなぜですか。
- A 年金から特別徴収される住民税は、公的年金等の所得に係る住民税のみです。したがって、公的年金等以外の所得がある方は、その所得に対する住民税を給与特別徴収や普通徴収で納めていただくこととなります。

①通知書番号

お問い合わせの際は、この番号をお伝えください。

②口座振替

口座振替の登録がされている方は、登録済の金融機関名、口座番号及び納付方法を記載しています。(口座番号は個人情報保護のため、一部*で表示しています。)

<全期前納口座振替>

第1期納期限に全額引き落としします。

※ただし、年度の途中で課税された税額については、全期前納と表示があっても、各期別納付となります。

<各期口座振替>

各期納期限に各期の税額を引き落とします。

③徴収方法別の税額

1年間の税額と内訳(徴収方法別に納めていただく税額)を記載しています。

◎年税額

特別区民税と都民税の合計額

◎給与特別徴収税額

年税額のうち、給与から特別徴収(引き落とし)される税額

◎公的年金特別徴収税額

年税額のうち、公的年金から特別徴収(引き落とし)される税額

◎普通徴収税額

年税額から、給与特別徴収税額及び公的年金特別徴収税額を差し引いた税額(同封の納付書や口座振替で納付いただく税額)

④普通徴収税額

普通徴収により徴収する税額の各期の納期限及び納付額を記載しています。
納めていただく額は、『充当後差引納付額』に記載している額となります。

⑤収入・所得金額の内訳

税額の根拠となる収入、所得欄です。(収入は給与と公的年金の項目を表示)

※総所得合計には⑥の繰越損失を含みます。

⑥繰越損失

純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失、雑損失、株式等譲渡損失、先物取引損失などの繰越損失額を記載しています。

⑦合計所得

総所得金額、短期譲渡所得金額(特別控除前)、長期譲渡所得金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得金額等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額(特別控除後)及び退職所得金額の合計額となります。

※⑥の繰越損失は合計所得には含みません。

※障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の非課税判定、均等割の非課税判定、扶養控除の判定の基準になります。

⑧所得控除額の内訳

税額の根拠となる所得控除欄です。

記載されている控除額は住民税の控除額のため、所得税の控除額と異なるものがあります。

令和5年度 特別区民税・都民税 税額決定兼納税 通知書

氏名 江東 太郎 様

135-8383
東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東 太郎 様

① 通知書番号 | 010505-9999999

③ 年税額(A)+(B)+(C) 122,200円
給与特別徴収税額(A) 0円
公的年金特別徴収税額(B) 47,000円
普通徴収税額(C) 75,200円

④ あなたの特別区民税・都民税は下記のとおりです。(単位:円)

| 期別 | 普通徴収税額 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 |
|----------|--------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 納期限 | | 令和5年6月30日 | 令和5年8月31日 | 令和5年10月31日 | 令和6年1月31日 |
| 税額 | 75,200 | 21,200 | 18,000 | 18,000 | 18,000 |
| 充当額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 納付済額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 充当後差引納付額 | 75,200 | 21,200 | 18,000 | 18,000 | 18,000 |

② 口座振替による納付(普通徴収)の場合

金融機関名 ○○銀行 ○○支店
口座番号 普通*****
納付方法 各期口座振替

問い合わせ先
〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区役所区民部課税課
TEL.03(3647)9111(大代表)

令和5年度 特別区民税・都民税 課税明細書

氏名 江東 太郎 様

(1) 所得金額の内訳 (単位:円)

| | | | |
|----|--------|---------|--|
| 収入 | 給与収入 | | |
| 収入 | 公的年金収入 | 2761497 | |
| 収入 | 公的年金 | 1661497 | |
| 収入 | その他雑 | 252000 | |
| 合計 | 所得合計 | 1913497 | |

(2) 所得控除額の内訳

| | | |
|------|-------------|---------|
| 控除金額 | 社会保険料控除 | 406459 |
| 控除金額 | 生命保険料控除 | 175000 |
| 控除金額 | 地震(損害)保険料控除 | 6129 |
| 控除金額 | 配偶者控除 | 330000 |
| 控除金額 | 基礎控除 | 430000 |
| 控除合計 | | 1190088 |

(3) 課税標準額

| | | |
|-------|----------|---------|
| 課税標準額 | 総所得 | 723000 |
| 課税標準額 | 株式譲渡(上場) | 1000000 |
| 課税標準額 | | |
| 課税標準額 | | |

(4) 合計税額

| | 区民税 | 都民税 |
|---------|-------|--------|
| 所得割合合計額 | 73380 | 48920 |
| 調整控除 | 3000 | 2000 |
| 差引所得割額 | 70300 | 46900 |
| 均等割額 | 3500 | 1500 |
| 計 | 73800 | 48400 |
| 年税額 | | 122200 |

(5) 公的年金から特別徴収する額及び徴収月

| 特別徴収義務者 | 厚生労働大臣 |
|----------|---------------|
| 特別徴収対象年金 | 老齢基礎年金 |
| 支払者の法人番号 | 6000012070001 |
| 令和5年4月 | 9800 |
| 令和5年6月 | 9800 |
| 令和5年8月 | 9800 |
| 令和5年10月 | 6000 |
| 令和5年12月 | 5800 |
| 令和6年2月 | 5800 |
| 令和6年4月 | 7900 |
| 令和6年6月 | 7800 |
| 令和6年8月 | 7800 |

⑨扶養・本人控除・事業所課税

所得控除(※)の扶養・本人控除の内訳及び事業所課税について記載しています。
該当項目に『*』あるいは人数が表示されます。

(※「16歳未満扶養親族」は控除対象外となりますが、非課税判定等に使用します。)

⑩課税標準額

所得金額から、所得控除合計を差し引いた額の1,000円未満を切り捨てた金額です。
分離課税分は一部を合算して記載している場合があります。

⑪合計税額

所得割合合計額 … 課税標準額に区民税・都民税それぞれの税率を乗じた額です。
税額控除(調整控除など) … 所得割合合計額から差し引く控除額を記載しています。
均等割額 … 特別区民税 3,500円 都民税 1,500円(※)
(※)所得の状況等により異なる金額となる場合があります。
計・年税額 … 当該年度の納めていただく住民税額の合計を記載しています。

⑫公的年金からの特別徴収

公的年金から住民税が特別徴収(引き落とし)される方のための通知欄です。
特別徴収義務者、年金の種類、公的年金から特別徴収される徴収月及び税額、翌年度の仮特別徴収税額を記載しています。
なお、翌年度仮特別徴収税額は、今年度の税額には含まれません。

≪公的年金からの特別徴収の中止について≫

中止の事由が発生した日から、年金保険者の特別徴収中止処理が完了するまでの間に公的年金等の支払いがあり、住民税が特別徴収された場合は、収納情報を確認後、清算させていただきます。